

後期高齢者医療制度及び国民健康保険税について

政府が今年４月から実施しようとしている「後期高齢者医療制度」は、国民の大きな怒りを呼んでいます。

同制度の撤回や中止を求める地方議会での意見書は、２月１８日現在、全自治体の２８％にのぼる５０５自治体に達しました。

この怒りは、７５歳以上というだけで、国民健康保険や政管健保から追い出され保険料が年金から天引きされる。払えなければ保険証を取り上げられる。

さらには、保険のきく医療が制限されるなど、人間としての存在が否定された扱いを受けることへの怒りであります。

７５歳でお年よりを区切る本音は、厚生労働省の社会保障審議会の特別部会報告に表れています。

同報告は、「後期高齢者の心身の特性」について、「老化に伴う生理的機能の低下により、治療の長期化、複数疾患への罹患が見られる」「多くの高齢者に…認知症の問題が見られる」「いずれ避けることができない死を迎える」などとまとめています。

また、同制度によって2015年までに2兆円、2025年までに5兆円の医療費が削減できるとの試算を示しています。

「どうせ治らない、いずれ死ぬとばかりに『医療費の削減』を目的にして、お年よりを差別するものとなっているではありませんか。

同制度に対する市長のご見解をお示してください。また、福山市として同制度の4月実施の中止と、制度そのものの中止・撤回を国に緊急要請することを求めるものです。

お答えください。

当制度では、費用の5割は公費負担で、そのうち12分4は国の負担と説明されてきましたが、12分の1に相当する部分は、調整交付金で、財政力の大きさに変動し、実際は、国の負担は12分の4以下に削られる仕組みがあります。

しかも、後期高齢者のうちの現役並み所得者に対する療養の給付費に要する費用は、各健康保険からの支援金で賄い、国は負担しない仕組みになっています。

健康診査、葬祭費、移送費、などの事業費用、国保連合会に委託する審査支払い手数料、財政安定化基金拠出金、電算システム費用その他も、国は財政支援の対象外にしています。

この在り方が、ますます後期高齢者の保険料と国民健康保険税を押し上げる要因となっています。

国に対して、財政責任を果たし、負担率を引き上げることや財政支援を強く求めてください。

高齢者には、資格証明書の発行を行わないことを強く求めます。

ご所見をお示し下さい。

国保行政について

新年度の国民健康保険税は、当初予算で、1人平均2956円引き上げ、翌2009年度は、さらに、2956円の引き上げを行うとの内容が示されました。

その要因として、少子高齢化の進行、医療費の増高などが説明されました。

医療費増高の具体的な内容について、詳しい説明を求めます。

次に、後期高齢者医療制度の導入による国保会計への影響はについて、国保税算定にかかる基本的な考えが、医療分、介護分の2立てから医療分、支援分、介護分の3本立てに変わります。

支援分の新たな負担は、後期高齢者医療制度導入により廃止される「老人保健拠出金」に代わるもので、75歳未満の国保加入者数により、算定する仕組みとのことでもあります。

福山市における影響額見込みを新年度の当初予算で見ると、後期高齢者支援金は44億4541万8000円皆増しますが、老人保健拠出金は62億9433円減少し、介護納付金は1億6524万2000円減額となります。

また、「特定検診」の国保での新たな実施も、国保会計の負担増となるといわれています。

その見込み額は、1億9111万1000円であり、それらを相殺しても、18億2304万3000円は、国保会計からの支出が減額となるものではありませんか。

国保税が引き上げとなる要因について、何がどのように影響しているのか、具体的にお示してください。

また、

●成人健康診査や脳ドック、がん検診は、総合的に健康や疾病状態を把握する上で、重要と考えます。

これらの制度の継続を求めるものです。

●資格証明書の発行を取りやめること。

●生活保護基準以下の世帯の国保税を免除するなど、収入に着目した生活困窮世帯への国保税の減免制度を一層拡充すること。

- 医療費の一部負担金減免制度について、50%激減条項を削除して、実効性のあるものとする。

以上、それぞれについて、お示しください。

医療行政について伺います

国の医療費削減政策の下で、医師の養成が抑制され、全国的に医師不足が社会問題となっています。産科医は、過去10年間に1割以上減っているとのことであり、福山市民病院の産科、小児科をはじめとして、福山市全体でもでも医師不足が深刻な状況となっています。

国は、新年度予算に医師不足対策に161億円を計上していますが、医師数を抜本的に増やす施策ではありません。

国に対して、医師の配置基準と養成数を抜本的に増やすことを要望してください。

特に、産科、小児科など、リスクの高い診療科については、医療事故や訴訟のリスクを、直接、医師個人に負わせない体系の確立を国に求めてください。

また、35歳以上の高齢初産は、リスクが高くなり、分娩時に救急搬送となる可能性が高いといわれています。

周産期救急についても基幹病院の一翼を担えるよう、福山市民病院に産科の医師を確保することが求められます。展望をお示してください。

政府は、医師の増員を図るため、昨年８月、各都府県に５人の医学定員増を認める方針を示しました。

広島県はこれに呼応して、２００９年度より、広島大学医学部の定員５名増を通して、医師の確保策を強化する方針を固めたとのことであります。

県は増員枠の５人を対象とする新たな奨学金制度創設し、入学から卒業までの６年間、月額２０万円を支給し、県内の医療機関で一定期間働けば返還を免除するとしています。

以上に加え、福山市の医師確保策として、医学部大学生への奨学金制度を創設することを求めるものです。

ご所見をお示しく下さい。

保育ママ制度についてお伺いします

福山市の家庭保育福祉員制度は、主として3歳未満の少人数の乳幼児を対象として、保育者の居宅などで行う、小規模の保育です。

当事業は、児童福祉法第24条第1項但し書きの「その他の適切な保護」に基づいて、1963年に開始されました。

3歳未満児の保育を家庭で行うユニークな保育形態は、全国的にも高く評価され、今日まで、福山の公的保育の一角を担ってきました。

国は2000年に国庫補助事業として家庭的保育事業を創設し、主として保育所入所待機児童対策の応急措置として位置づけました。

2005年度厚生労働省調べによると、家庭的保育を実施する自治体は83であり、家庭的保育者1124名、利用児童数約2000人とのことです。

地方単独事業については、乳児保育の拡大に伴い、事業を廃止する自治体もありましたが、国庫補助事業の導入に伴い地方単独事業を導入する自治体も増えていきます。

現在、家庭的保育を待機児童対策や低年齢児保育の補完的位置づけのままに存続させるのか、または、家庭保育独自の存在価値を認めて存続させるのかという分岐点にあります。

日本における家庭的保育は、十分に普及した制度とは言えませんが、ヨーロッパなどの諸外国では、かなり普及し、フランスでは、3歳未満児の3割にあたる約50万人が利用しており、イギリス、ドイツ、スウェーデンなどにおいても数多くの児童が利用しているとのことであります。

世界では、むしろ、0歳児から大きな集団の中で保育されることは異例といわれています。

家庭的保育のメリットは、少人数の子どもを対象とすることから、家庭的雰囲気の中で、子ども1人1人の個性や年齢、月齢に合わせて、柔軟できめ細やかな保育ができること。

同じ保育者が保育しているところから、子どもや保護者とのかかわりが緊密となる。核家族化が進んでいる中で、保育者と保護者のかかわりも緊密になり、特にはじめての子どもを育てる保護者への子育て支援として、有効である。などです。

子育て環境の悪化や女性の労働条件の激化などが進む中、子育てと仕事の両立支援の強化が求められます。

子育てに不安を抱く母親の増加や、育てにくさを感じる子ども、発達に遅れのある子どもの増加が言われる今日、子育て家庭の多様なニーズに対応していくためには、さまざまな保育の選択肢が用意されることが必要であります。

家庭保育福祉員を地域の連携保育所に位置づけ、緊密な連携をとる体制をつくるなど、より豊かな保育体制の拡充につなげること。

福山市においても、家庭的保育、小規模保育の優位性をきちんと整理し、通常保育の選択肢の一つとして家庭保育福祉員制度を存続させることを求めるものです。

さらに、少子化時代の有効な保育形態として、法制度上に位置づけることを政府に求めてください。

以上についてのご所見をお示しくください。

鞆港埋め立て架橋計画と、鞆の町づくりについて

広島県と福山市は、排水権利者の完全同意は得られず、当該事業地域の住民の強い反対が広がるなか、事業を強行しようとしています。

福山市と広島県が「国から新たな見解が示された」とする平成17年2月1日 国港官第988号「回答」は、国交省に何度照会しても「見解は従来と、何一つかわらない」と繰り返されており

ます。

県及び福山市は、法解釈を曲解し、出願手続きに踏み切る暴挙を行っているではありませんか。

しかも、当該事業に対する裁判が進行中であり、免許庁として願書の審査を行っている最中であるにもかかわらず、新年度の予算には、関連工事として工事着手の実施設計費など、県・市合わせて3億600万円を計上する暴走を重ねています。

法も、司法も、国際的批判も一笑に付すかのような強硬な行政姿勢ではあります。

今、鞆港埋立架橋計画に対して、中止、撤回を求める署名は、全市に広がっています。

「埋め立て架橋まずありき」の強引かつ拙速な事業推進を取りやめることを強く求めます。

次に、港湾整備事業について伺います。

「靱地区道路港湾整備事業」では、荷揚げ場や船の係留地がないとのことで、「本道路改良計画とは別に、港湾整備が必要である」としています。

確かに、靱港港湾施設は、廃車と見られるものをはじめ、不法駐車や、水産漁業者の荷物が山積みされ、不法占拠されています。

浮き栈橋の上には、10数台の車が駐車し、廃船としか見えない漁船が常時係留されています。

一方、白茅地区に、港湾整備がなされています。これは、現在の靱港から漁船を移転させるものとして整備したのではありませんか。

白茅地区は、港を不法に占拠している水産業者を移転させるため、昭和54年港湾整備が行われ、2001年、沖合に一文字堤防が築かれ、2002年と、2004年には3基の浮き栈橋が設けられました。

今日、この棧橋には、廃船の一部をはじめ、さまざまな大型ごみが所狭しと積み上げられています。

荷揚げ場や荷捌き場、あるいは駐車場用地であろう広場にはには、廃車、大型コンテナ、船のブリッジ、漁具・魚網など、大量の大型廃棄物が占拠しており、足の踏み場もない唾然とする状況であります。

しかし、白茅地区のごみをすべて撤去し整備すれば、靱港の荷揚げ、荷捌きにも十分対応でき、駐車場も十分確保できます。

すでに出来ている港湾施設がなぜ使われないのか、事情を明らかにし、速やかに解決することを求めるものです。

次に、遅れている靱町の環境整備を行うことを求めます。

●空地、空き家を市が買い上げ、車の離合地を確保すること。

●靱地域内の消火栓を増設し、ホースを配置すること。バイク消防車や、軽自動車の消防車、を配備すること。

● 平地区に診療所を開設し、軽自動車の救急搬送車を配備すること。

● 道路狭隘地における、下水処理方法を具体化すること。

● 重要伝統的建造物群指定地域および、町並み整備事業対象地域を広げること。

以上、それぞれについての、ご所見をお示しく下さい。

建設都市行政・幹線道路問題について質問いたします。

国・県・福山市が、進めようとしている福山道路・福山沼隈道路・福山西環状線等幹線道路計画には、道路特定財源が使われますが、これは、バブルの時代の上限額59兆円で道路建設を進める「道路中期計画」に基づくものです。

「道路中期計画」策定時とは異なり、今日の少子化や人口減、地球温暖化、財政困窮など、社会情勢は大きく変わっています。全国的にも、高速道路の建設は、税金のムダづかいとの批判が広がっております。

政府に対して、「道路中期計画」や福山市における高速道路建設を、再評価し見直すことを強く求めてください。

まちの分断、大気環境の悪化、騒音・振動被害が発生するとして、住民が根強い反対運動を続けている福山道路などの道路建設計画は、一旦白紙に戻し、道路建設必要性の有無など、計画の段階から住民が参加する意思決定方式を取り入れることを求めます。

市長のご所見をお示しく下さい。

また、2月21日、瀬戸学区山北地区の関係水利権者の皆様へ」とする通知文書が届けられ、説明会がおこなわれました。

国土交通省などの事業者が、福山道路建設による用排水路の付け替えの設計図面を作成し、その内容を水利権者に説明するとしたものであります。

この説明会の開催について、参加した住民からは「まだ設計協議中なので、水路の位置は決められない」といった声が出されています。

「設計協議」とは、住民の合意に基づいて事業を進める時、取り付け道路や、水路の位置、構造等の詳細について協議をするものとのことですが、実際には、地域住民の合意が形成されていないにも関わらず、事業者が一方的に水路の位置を決め、図面を作成していたのです。

しかも、参加対象者が選択され、関係水利権者全員にも、沿線住民全員にも案内が届いていないこともわかりました。

このように、参加者を恣意的に特定するやり方は、さらなる住民の行政不信を招きます。

住民分断、住民不在の在り方は、許されるものではありません。

昨年、国交省から「事業者として、説明責任を果たすべく、努めよ」との指導を受けたにもかかわらず、まったく改善されておられません。

山北地区では、住民が事業について納得しているとは到底言えない状況であります。全住民を対象にした説明会をおこなうところまで、立ち返ることを強く求めます。
御所見をお示しく下さい。

次に、事業者の説明によると、福山道路建設に伴う道路表面から排出される汚水は「これまでより 0・5 トン増加する」との事です。

現在の汚水 2・5 トンが道路建設により 3 トンに増加するものであります。

瀬戸町山北地区でも、「津之郷地域のように高速道路から汚水が流れ込むのではないか」「汚水が耕作水路へ流入しないようにして欲しい」との不安の声が上がっています。

この汚水が、農作物に与える影響をどのように認識しているのか、お示しく下さい。

以上についての、ご所見をお示しく下さい。

次に、水路転落防止対策についてお伺いします。

福山市は、近年、水路転落防止対策を進め、市民の安全を守るために努力していること、新年度も、市道緊急箇所整備予算として1億5500万円を計上していることは評価するものであります。

しかし、市内には、いまだ水路に何の安全対策も施されないまま放置された地域や改善が進まない地域もあり、住民から苛立ちの声も聞かれます。

わが党が実施した、市民アンケートには、道路や側溝、歩道や街灯、カーブミラー、水路など、具体的な個所を示した改善要望が寄せられております。市民要望に応え、さらなる安全対策を進めること、転落防止策にとどまらず、水路への蓋かけなどで生活道路の拡幅や歩道の確保を行うことを求めます。

以上、それぞれについてのご所見をお示しく下さい。

要介護の障害者控除の認定についてお伺いします

確定申告の時期を迎えました。市民が増税にあえぐ中、とりわけ高齢者とその家族の負担軽減が求められます。

要介護者が、障害者控除を受けられるよう、現行制度の活用を周知徹底することを求めるものです。

岐阜市は、昨年「要介護認定高齢者に対する障害者控除の「事務処理要綱」を策定し、要介護認定高齢者6200人すべてに、「障害者控除対象者認定書」についての案内と申請書を発送し、市民に大変歓迎されたとのことであります。

要介護度1～3級は普通障害者として、障害者1人について所得税で27万円、住民税で26万円、要介護度4・5級は、特別障害者として所得税で40万円、住民税で30万円を所得税から差し引くことができるというものです。

厚生労働省は2002年8月1日、全国の自治体に事務連絡「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取り扱いについて」を通知し、障害者の認定基準を示し、要介護者の認定についても、すでに、自治体が有している要介護認定にかかわる情報も参考にできるとの重要な判断を示しました。

国税庁も、障害者手帳と要介護認定とは連動していないが、実態として要介護者は障害者控除の対象者として「ほぼ一致する」「限りなく近い」と認めています。

福山市も、岐阜市のように、要介護者を障害者控除認定基準に照らし合わせて整理し、市民に活用を図るよう、積極的な役割を果たすことを求めるものです。

2006年6月、老年者控除の廃止や低所得者の住民税非課税限度額廃止、公的年金控除の縮小などによって、従前非課税であった高齢者に、新たな住民税がかかることとなりました。

そのため、雪だるま式に負担が増える状況もうまれました。

多くの市民が負担増で苦しんでいる時、市民生活を守るのが自治体の大きな役割であります。

この制度を活用すれば、所得が125万円以下の要介護高齢者は、住民税が均等割りも含めて非課税に戻り、介護保険料の段階も低額に下がります。

要介護者の居る家庭でありかつ課税世帯は何世帯かお示してください。

また、過去3年間の障害者控除認定世帯数をお示してください。